

事業報告書

第 期

〔 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 〕

(会社名)

- (注) 附属明細表(様式第17号の3)については、個人、株式会社以外の法人及び資本の額が1億円以下の株式会社(最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上であるものを除く。)については記載する必要はありません。
- また、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることが出来るものとする、となっています。